

1－1－1：兵庫県広域消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、兵庫県下の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の消防広域応援体制を確立して、大規模又は特殊な災害（以下「大規模災害等」という。）に対処することを目的とする。

(地域区分)

第2条 兵庫県下を次の地域に区分するものとする。

(1) 阪神地域

尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、篠山市、丹波市及び猪名川町

(2) 神戸地域

神戸市

(3) 東播地域

明石市、淡路広域消防事務組合、加古川市、北はりま消防組合、三木市、高砂市及び小野市

(4) 西播地域

姫路市、西はりま消防組合及び赤穂市

(5) 但馬地域

豊岡市、南但広域行政事務組合及び美方郡広域事務組合

(災害種別及び規模)

第3条 この協定において、大規模災害等とは次の各号に掲げるもののうち、応援活動を必要とするものをいう。

(1) 大規模林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災

(2) 地震、風水害その他大規模な自然災害

(3) 航空機事故及び列車事故等で、大規模又は特殊な救急・救助事故

(4) 毒性物質、生物剤、放射性物質に係る事故による災害

(応援の種別)

第4条 応援の種別は、次のとおりとする。

(1) 地域内応援

第2条に規定する地域内の市町等に対する応援

(2) 県内応援

前号に規定する地域以外の市町等に対する応援

(応援要請の手続)

第5条 応援要請は、被災した場所を管轄する市町等（以下「被災地」という。）の消防長が行うものとする。ただし、災害の規模等により被災地の消防長の要請を待たずに応援出動した場合には、要請があったものとみなす。

2 要請は、被災地の消防長が、あらかじめ定められた地域の代表消防本部を通じて、応援を求めようとする市町等の消防長に対し、電話、ファクシミリ又は兵庫県衛星通信ネットワークにより行うものとする。

3 応援の要請に際しては、次の各号に定める事項を連絡するものとする。

(1) 災害の発生場所及び概要

(2) 必要とする車両、人員及び資機材

(3) 集結場所及び活動内容

(4) その他必要事項

4 応援要請を行った市町等は、その旨を兵庫県消防主管課に対して通報するものとする。

(応援隊の手続)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた市町等の消防長は、応援を行うことが可能と判断した場合は、被災地の消防長に対してその旨を連絡するものとする。

(応援の中止)

第7条 応援を行った市町等（以下「応援市町等」という。）に応援隊を帰還させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援市町等は、応援を受けた市町等（以下「受援市町等」という。）と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊は、消防組織法第47条の規定に基づき、受援市町等の長の指揮の下に行動するものとする。

(応援経費)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援市町等において負担する経費

- ア 公務災害補償に要する経費
- イ 旅費及び出動手当
- ウ 受援市町等との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等
- エ 被服の損耗料等
- オ 上記以外の人物費その他の経費

(2) 受援市町等において負担する経費

- ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 当該応援のために特別に必要になった車両及び機械器具の修理費
- エ 賞じゅつ金、賞慰金
- オ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等（応援市町等に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額）

ただし、応援市町等の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は応援市町等の負担とする。

カ 化学消火薬剤等の資機材費

2 本条において、受援市町等において負担する経費については、応援市町等は特段の事情がない限り、部隊の帰庁後3ヶ月以内に別記様式により請求するものとする。

(航空消防隊の要請)

第10条 航空消防隊を要請する場合は、兵庫県が定める要綱によるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、そのつど市町等が協議のうえ決定するものとする。

(委任)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項については市町等の消防長等が協議して定めるものとする。

(実施期日)

第13条 この協定は、平成25年10月23日から実施する。

附 則

- 1 兵庫県広域消防相互応援協定（平成24年3月27日締結）は、廃止する。
- 2 本協定の成立を証するため、協定書24通を作成し、市町等において記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成25年10月23日

省 略